

令和4年11月25日

第11回（11月）

定例教育委員会会議録

荒尾市教育委員会

令和4年11月 定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和4年11月25日（金）13時30分

2. 場 所 43号会議室

3. 出席委員

教育長	浦部 眞
委員	旭田 國浩
委員	渡邊 義専
委員	深浦 淳美
委員	谷本 ひとみ

4. 出席事務局職員

教育次長兼教育振興課長	橋本 張幸	学校教育課長兼教育審議員	村上 豊優
生涯学習課長	宮脇 浩司	指導主事	池田 祐樹
指導主事	村上 弦大	指導主事	米村 光生
課長補佐兼学務係長	畑山 鉄也	給食センター所長	永吉 万寿美
教育政策係長	田中 彰	課長補佐兼社会教育係長	馬場 理恵子
スポーツ推進係長	前田 恵子	少年指導センター長	前田 偉知雄

- 教育長
- 開会宣言 令和4年11月25日(金)13時30分
 - 会議成立の確認(過半数出席)
 - 議題、会議の日程等の承認
 - 会議録署名委員の指名(渡邊委員)

1. 前回会議録の承認(谷本委員)
2. 議案

【報告第11号 令和5年度二十歳(はたち)の集いの開催について(生涯学習課)】

- 事務局説明
- 質疑

旭田委員	今年度の対象者数は何名か。
事務局	435名である。
深浦委員	教育長及び教育委員の出席について、登壇者である教育長と職務代理者のみの出席という理解でよいか。
事務局	はい。

【追加議事の提案及び議事進行の交代(教育長→教育長職務代理者)】

教育長	追加議案については、教育長である私の一身上のに関する議案となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与できないとされているため、議事進行を教育長職務代理者をお願いする。
教育長職務代理者(旭田委員)	これから審議する議第54号については、私が進行を務める。なお、先ほど教育長より当事者は議事に参与できないとの説明があったが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項但し書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し発言することができるため、教育長にこのまま出席いただいてよいかお諮りしたい。
各委員	異議なし。
教育長職務代理者(旭田委員)	異議なしと認め、このまま会議を続けることとする。 (議事進行を教育長から教育長職務代理者に交代。教育長はそのまま在席し発言も可とする。)

【議第 54 号 教育情報誌への執筆に係る教育長の兼業について（教育振興課）】

○事務局説明

○質疑

教育長職務代理者（旭田委員）	議事の進行を任されているが、私の方から 1 点だけお伺いしたい。 資料によると、寄稿内容は「特色ある教育活動の紹介など」とあるが、具体的にはどのような内容を想定されているか。
教育長	寄稿依頼があっている情報誌においては、様々な自治体の教育長がそれぞれの自治体における教育活動を紹介されており、今般、「荒尾市の取組を紹介してほしい」と私の方に寄稿依頼がなされたもの。寄稿の承諾については、本会議での承認後に正式に行いたいと考えているが、内容としては「あらおベーシック」に関する取組についての紹介を想定している。

【議事進行の交代（教育長職務代理者→教育長）】

教育長職務代理者（旭田委員）	議案審議については、本件の議決をもって終了となる。 ここからその他の議事に移るが、進行については、再び教育長に戻させていただきます。
教育長	それでは、ここからの進行は再び私の方が努めさせていただきます。 （教育長進行による議事再開）

【その他（1） 12 月行事予定について】

○事務局説明

○質問

各委員	特になし。
-----	-------

【その他（2） 12 月補正予算について】

○事務局説明

○質問

渡邊委員	今回の補正予算（債務負担行為）に計上されている防犯カメラを含め、どの学校にも防犯カメラは設置されているか。
事務局	防犯カメラは全ての学校に設置しているが、一部、リースで設置している学校があり、今回はリース期間の満了により対応が必要な学校分のみを計上している。

谷本委員	今回の補正予算には電気料金の値上げによる補正が多く計上されている。費用の面を考えると、値上げに伴い、新電力会社から既存大手に乗り換えるという選択肢もあるのではないかと考えるのだが、そのような選択肢も検討されたのか。
事務局	ご指摘の部分については、選択肢の一つとして検討したが、新電力会社からの乗り換えを行う際には、現在の契約内容と同水準以上の価格帯で契約を行うことが条件とされている等、事実上困難な状況である。
旭田委員	今回の補正予算には職員の産休・育休に伴う代替職員の任用に係る費用が計上されているが、職員の産休・育休の取得は一般的にどれくらいの期間になるか。
事務局	産前産後の休暇のほか、育児休業として最大3年間は取得が可能となっている。取得期間については職員それぞれの状況により異なるが、育児休業に係る手当の支給対象となる1年間取得をするというケースが多いのではないかとと思われる。

【その他（3） 次回定例教育委員会の日程について】

○事務局提案

事務局	次回の第12回定例教育委員会は12月26日（月）10時00分から開催したいと思うがいかがか。
各委員	異議なし。
教育長	それでは、次回の第12回定例教育委員会は12月26日（月）10時00分から開催する。

教育長 ○閉会宣言 令和4年11月25日（金） 14時5分

閉議 14時5分 書記 田中 彰